

屋外広告物について

福岡県屋外広告物条例では、表示の際に許可が必要な地域や広告物の表示を禁止する物件を定めています。

「許可地域」・・・屋外広告物を表示する場合、町内全域において町長の許可が必要です。

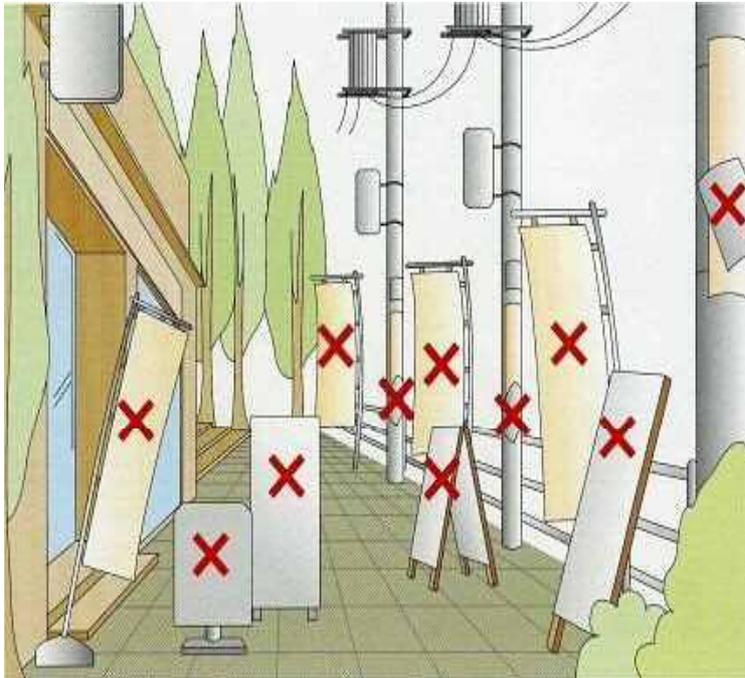
「禁止物件」・・・広告物を表示してはいけない物件（抜粋）

- ・橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - ・街路樹、路傍樹及び保存樹
 - ・信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー
 - ・電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト
- はり紙、はり札又は立看板を表示してはいけない物件
- ・街路灯柱、電柱、その他の電柱の類

美しい街づくりを目指して、違反広告物をなくそう！

須恵町では、違反広告物に対する除却措置を行なっています。この措置は、屋外広告物法の規定による簡易除却、略式代執行と呼ばれるものです。

措置の内容は次のとおりです。



①簡易除却（法第7条第4項）

はり紙、はり札、立看板（台を含む）、のぼり旗（台を含む）など簡易な広告物又は掲出物件で、はり紙（即時除却）以外は、必要な管理をなさず、良好な状態に保持されていない場合又は除却に必要と認められる期間を経過した場合に除却の対象となります。

②略式代執行（法第7条第2項）

相手側を確知できない場合に表示者、設置者などに代わって除却するものです。（広告板、広告塔などの掲出物件を除却する場合は一定事項を公告後）